

美唄市生涯学習推進計画

(後期基本計画)

美唄市

目次

はじめに

I 生涯学習とは	1
II 後期基本計画の考え方	1
III 後期基本計画の構成	1
IV 後期基本計画の期間	1

第1章 総論

I 美唄市生涯学習推進の現状	2
II 基本理念	3
III 基本姿勢	3
IV 施策の体系	4

第2章 各論

I 生涯学習推進の課題・施策	5
1 福祉	5
2 環境教育及び産業振興支援	9
3 交流	12
4 生涯学習の基盤づくり	16
5 教育	20
6 楽習活動支援	26
II この計画を実現するために	29

はじめに

I 生涯学習とは

生涯学習とは、「人々が、人生を楽しく豊かにするために生涯のいろいろな時期に自分から進んで行う学習や行動」のことをいいます。

このような学習や活動は、家庭、地域、学校、職場、自然の中などさまざまなところで行われ、文化、スポーツ、福祉、環境、まちづくり、教育などの幅広い分野にわたっています。子どもから大人まですべての人々が、生涯を通じていつでも自由に機会を選んで学習すること、それが生涯学習なのです。

II 後期基本計画の考え方

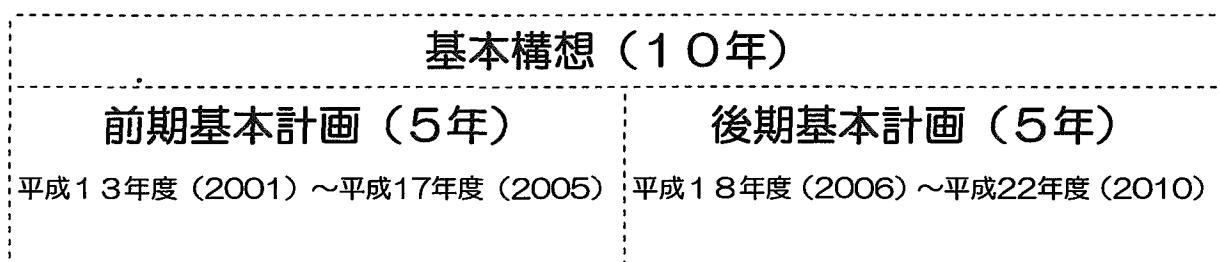
この計画は、生涯学習を支援する社会を構築するため前期基本計画を踏まえ、美唄21世紀まちづくりプランとの整合性を図り、市民の生涯学習活動を奨励、支援することにより、市民が生涯学習についての理解と認識を深め、自己の充実、向上をめざし積極的に取り組む手だてにするとともに、行政における生涯学習に関する意識の啓発のため「美唄市生涯学習推進計画・後期基本計画」を策定するものです。

III 後期基本計画の構成

この計画は、「第1章 総論」・「第2章 各論」により構成します。

IV 後期基本計画の期間

後期基本計画の期間は、平成18年（2006）年度から平成22（2010）年度までの5年間とします。



第1章 総論

I 美唄市生涯学習推進の現状

1 市民の生涯学習の現状や意識

平成17年度に実施した「美唄市まちづくり市民アンケート」における生涯学習に対する調査結果をみると、「あなたは、生きがいを持って暮らしていますか」の問いに「はい」と答えた人は72.9%にのぼりました。その中で「いきがいはどのようなものですか」の問いに「趣味・娯楽・教養」35.8%、「スポーツ・レクリエーション」12.4%、「講習会や習い事」5.6%、「ボランティアや地域活動」7.0%で計約6割の市民が何らかの生涯学習に関する事に取り組んでいるという回答があります。

さらに生涯学習として「何か習い事や趣味の活動を行っているか」の問いには、「はい」が41.0%、「いいえ」が46.5%で、前回（平成16年度）の調査では「はい」36.5%、「いいえ」が56.6%に比べ、実際に学習活動に取り組んでいる市民が増加しています。

今後も、生涯学習施設や情報を提供することにより、市民が多くの学習機会から選択することのできる学習条件を整備しながら生涯学習に関する意識の啓発や、普及活動が大切であります。

2 生涯学習関連施設

生涯学習関連施設は、公民館、市民会館、郷土史料館、図書館、総合体育館、温水プール、陸上競技場、野球場、サン・スポーツランド美唄、アルテピアッツァ美唄、パークゴルフ場、体験交流館等があります。

福祉施設等は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、児童館、保健センター、生活支援センター、ふれあいセンター等があります。

コミュニティ施設は、ピパオイの里プラザ、福祉会館、生活館、コミュニティセンター、営農改善センター等があります。

教育関連施設は、市立幼稚園（3園）、市立保育所（9園）、小学校（8校）、中学校（6校）、道立学校・短期大学（5校）、私立幼稚園・専修学校（6校）、教育研究所、言語治療教室、学校給食センター、子育て支援センター、地域人材開発センターがあります。

生涯学習を推進するには、既存の施設を有効に活用して身近な場所で仲間と学習活動ができるよう整備していくことが望まれます。

Ⅱ 基本理念

本市では、市民に関わるあらゆる施策を生涯学習の一環として捉え、次の基本理念を掲げます。

「生涯学習できるまちづくり」

Ⅲ 基本姿勢

基本理念実現のため、この計画の基本姿勢として次を掲げます。

- ① 誰もがいつでもどこでも、自由に自分に応じた手段・方法を選択し、生涯にわたって学び続けることができる環境を整備する。
- ② 行政に係わる職員が生涯学習についての共通認識を持ち、総合行政として横断的な連携・協力体制を強化しながら、行政と市民が一体となって推進する協働型のまちづくりをめざします。



Ⅳ 施策の体系

柱	推進方策	施策の基本方向
1 福祉	ノーマライゼーションの啓発	ノーマライゼーションの定着
	健康づくりの推進	健康づくりの勧め
	さらなる高齢化への対応	高齢社会を豊かに生きる
	福祉のまち	福祉に関する学習活動の推進
2 環境教育及び 産業振興支援	環境教育の推進	環境教育の推進
	人材の能力発揮	リカレント教育の推進
		研修の充実
		民間活力の充実
地域に根ざした生活文化の創造	消費生活の向上	
3 交流	国際交流の推進	国際化社会への対応
	地域間交流	地域の交流を深める
	コミュニティ活動	生活文化の振興
	高度情報化社会への対応	情報の活用促進
	生涯学習団体・サークル活動の連携と交流	学習活動の奨励
	民間の生涯学習推進	民間の生涯学習推進
4 生涯学習の基 盤づくり	学習関連施設の整備	施設設備の整備
	男女共同参画社会の形成 体験学習の推進	ネットワークの活用
		男女平等教育の充実
		地域活性化の支援推進
		安全に関する学習活動の推進
		野外活動の充実
	青少年の学習活動の充実	
指導者の養成	人材の育成	
5 教育	家庭と地域の教育力の充実	家庭の教育機能の充実
	学校教育と社会教育の融合	学社融合の推進
	人間らしく生きる	情操教育の充実
	情報・相談体制の整備	情報教育の充実
	青少年の健全育成	教育機関の連携強化
	生涯学習施設として地域に開かれた学校	地域社会の教育機能の充実
	輝くまちの芸術・文化の振興	文化財の調査・保存・活用
		文化活動の推進
生涯スポーツの推進	生涯スポーツの普及と振興	
6 学習活動支 援	まちづくりとしての生涯学習	学習意識の啓発
	行政の生涯学習化	学びあい
	生涯学習の基礎力を高める	学習支援の充実
	生涯学習の振興	生涯学習推進体制の整備
	生涯学習成果の活用と評価	学習効果の活用と評価

第2章 各論

I 生涯学習推進の課題・施策

1 福祉

(1) 推進方策

① ノーマライゼーションの啓発

「ともに生きる」社会を構築していくためには、一人ひとりが人権に対する正しい理解と認識を基に偏見や差別をなくすための温かい人間性を培うことが大切で、幼い頃からの生涯教育の基本として、生命の尊厳、人間性の尊重と共に、ノーマライゼーションの理念に基づく互いに思いやりを持てる豊かな心の教育を行うことが重要です。

したがって、障がい者への理解をはぐくむ学習機会を確保し、幼児期から青少年期にいたる社会福祉活動、思いやりとささえ合いの心を育む活動等の充実を図ります。

※ノーマライゼーション

すべての人間が平等で、普通の生活をするため、障がいのある人もない人も共に暮らし、安心・安全な社会こそノーマルであるという考え方。

② 健康づくりの推進

本市は、「保健センター」を拠点とした健康づくり事業を総合的に推進し、健康づくりを実践できるよう様々な事業を行っていますが、生涯学習の観点からも自ら学ぶという意識の啓発と実践する学習支援が大切です。

したがって、健康で豊かな生活を維持する学習活動等、ライフステージに応じた支援の充実を図ります。

③ さらなる高齢化への対応

本市における高齢者人口比率は増加傾向にあり、出生率の低下や平均寿命の伸びなどにより、今後益々高くなると予想されます。

このため、高齢者が健康で生きがいのある人生を送ることができるように、社会参加や生きがいづくりのために世代間の交流を促進するなど老人クラブ活動等において、「豊かに暮らすための工夫」をし、学習意欲の向上につなげることが大切です。

したがって、学習機会の充実を図り、高齢化社会に対応した社会参加の推進を図ります。

④福祉のまち

「自分たちの地域は自分たちでつくる」という考え方にに基づき、それぞれがお互いに助け合い共に生きる「共生の社会」であることが求められています。

このため、高齢者や障がい者との交流、ボランティア意識を育てるための福祉教育を充実することが大切です。

したがって、地域社会で共に助けあって生きるボランティア意識の浸透を図り、あらゆる機会を通して生命や人権を尊重する心や他人を思いやる心などを育てることが重要です。



(2) 施策の基本方向

① ノーマライゼーションの啓発

ノーマライゼーションの定着

- 福祉教育の充実
- ノーマライゼーション思想の普及

② 健康づくりの推進

健康づくりの勧め

- 各種団体組織と連携
- 指導者の養成・確保と活用
- 健康づくりに関する相談体制の充実
- 学習機会や知識の普及・啓発

③ さらなる高齢化への対応

高齢社会を豊かに生きる

- 支えあう地域ケアシステムの推進
- 関係組織、団体の交流の促進、活動支援
- 人材活用に向けた登録制度
- 情報提供機能の整備
- 世代間交流の充実

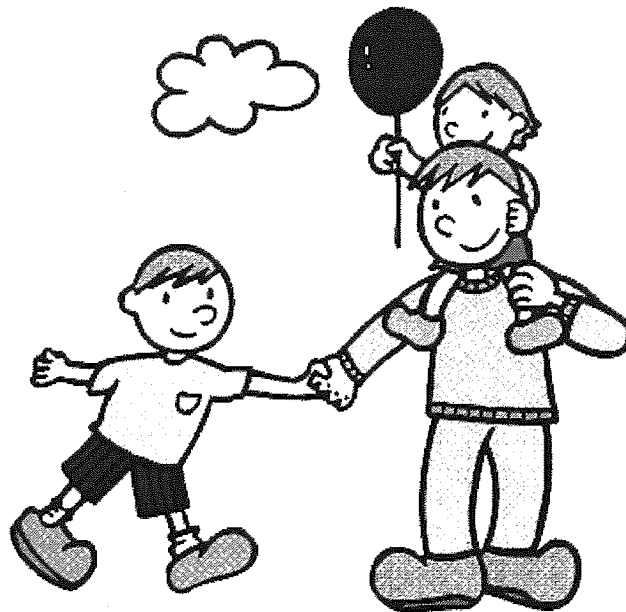
④ 福祉のまち

福祉に関する学習活動の推進

- 学習機会や成果を発表する機会の充実
- ボランティアの養成・登録
- 住民組織との連携、意識の醸成

(3) 関連事業

- ・健康づくり組織活動推進事業
- ・高齢者健康増進事業
- ・健康づくり啓発事業
- ・子どもの夢づくり事業
- ・障がい児保育事業
- ・福祉スポーツ大会開催事業
- ・福祉除雪対策事業
- ・中高年健康づくり事業
- ・子ども療育広場事業
- ・家庭児童相談事業
- ・地域福祉ネットワーク事業
- ・障がい児教育振興事業
- ・介護予防事業
- ・障がい者社会活動支援事業



2 環境教育及び産業振興支援

(1) 推進方策

① 環境教育の推進

市民一人ひとりが環境問題を理解し、認識を深めることが求められています。

このため、学校における体系的・計画的な環境教育の充実、市民が気軽に環境について学んだり、情報を得ることができる視聴覚教材の整備等が重要です。

したがって、環境に関する専門的な人材の紹介・派遣、学習教材の貸出事業等市民の自主的な学習活動の支援を拡充していきます。

② 人材の能力発揮

最新の知識や高度な教養、あるいは実践的な技術を習得して、変化する産業構造や就業構造に対応するため、社会人、職業人向けの学習機会（リカレント教育）の提供が必要です。

したがって、生涯学習の観点に立った職業能力の育成を支援し、自己の能力向上を図る新しい知識・技術の修得に向けた学習相談体制の充実が必要です。

※リカレント教育

急速な技術革新等に対応できるよう、社会人を対象に、高等教育機関などが高度で実践的な学習機会を提供して行う教育のこと。

③ 地域に根ざした生活文化の創造

地域に根ざした生活文化を創出するには、本市の特徴・特性を生かした地域産業を支援する事が大切です。このことが、生活文化の見直しと新しい文化の創造に繋がるからです。

また、経済環境の変化に対応するための消費者教育や啓発活動等、市民が安心して生活できる各種講座や学習機会の充実による消費者団体・各種グループの育成・支援が大切です。

したがって、官民一体となった地域産業の振興に向けた生活文化の創造が必要です。



(2) 施策の基本方向

① 環境教育の推進

環境教育の推進

- 環境教育の場としての学校づくりを支援
- 自然環境や歴史を学ぶ多様な体験活動の場や機会の充実
- 渡り鳥の保護等、自然生態系保全のための国際交流の推進
- 環境課題や生活公害について学習する機会の提供
- 家庭・学校・地域と連携した、環境保全活動の充実

② 人材の能力発揮

リカレント教育の推進

- 実務、体験的学習を充実する教育支援
- 転職や再就職を容易にする職業訓練支援
- 企業と連携してリカレント教育機会の充実

研修の充実

- 学習相談体制の整備
- 学習機会の拡充、促進
- 新しい知識・技術を学習する機会の充実

民間活力の充実

- 専門的知識を持つ人材の養成・確保
- 積極的な地域間交流の促進
- 高等学校教育についての理解を深める情報提供や啓発活動の充実
- ボランティア活動の啓発

③地域に根ざした生活文化の創造

消費生活の向上

- 消費生活相談の充実
- 資源の有効利用など循環型社会の確立
- 消費生活に関する学習機会の提供

(3) 関連事業

- ・グリーン・ツーリズム促進事業
- ・宮島沼自然環境保全事業
- ・環境衛生推進事業
- ・求職者等職業能力開発支援事業
- ・中小企業等人材養成補助事業
- ・利雪振興事業
- ・中小企業指導対策
- ・企業立地活動事業
- ・販わい創出事業
- ・子どもの夢づくり事業
- ・緑化管理推進事業
- ・公害防止対策事業
- ・農業振興事業
- ・情報処理訓練校支援事業
- ・農業経営改善促進事業
- ・市内企業のデータベース及びホームページの活用促進
- ・消費者保護対策事業
- ・リサイクル運動の推進



3 交流

(1)推進方策

①国際交流の推進

国際化の急速な進展により、海外との人、物、情報の交流が、様々な分野において、今後益々増大するものと予想されます。身近な交流を通して諸外国の生活や文化を理解すると同時に日本の伝統・文化の良さを再認識するなど、国際交流から学ぶことは多くあります。

したがって、関係団体と連携し国際的な感性や視野を養うため外国語の習得等、諸外国の生活文化を理解するための講座を開催します。

②地域間交流

本市では、南空知の市町村間交流、沖縄県佐敷町（現南城市）との相互交流事業等地域間交流に努めてまいりました。地域間交流は、市民にとって視野を広げ、新しい刺激を得る機会となり、豊かな人格形成にとって大切です。

したがって、今後は、地域の実状にあった個性あふれる地域間交流を推進します。

③コミュニティ活動

市民の生活の基盤となる地域社会で、市民が主体的にまちづくりに取り組むことは重要になっています。そのためには、市民一人ひとりの地域での活動が生きがいに満ちて、地域の中で生かされるような環境を整備することが大切です。

それぞれの地域において展開される学習活動の参加と交流を通じて、ともに学び合うコミュニティが形成されるよう期待されます。

したがって、コミュニティ意識の醸成やコミュニティ活動の活性化を推進し、心豊かに暮らせる地域づくりに努めます。

④高度情報化社会への対応

インターネットに代表される高度情報化社会に向けての動きは急速な進展をとげ、一方で各種行政情報に対する市民ニーズも増大しています。

このような状況の中で、市民が様々な情報を主体的に選択して活用する能力やコンピューターの特徴を理解し操作する能力を身につけることが必要となっています。

したがって、市民への学習機会の提供にあたっては、関係団体と連携し、講座の開設や研修会など、市民がより身近な場所で、効果的に学習活動を進めることができるように努めます。

⑤生涯学習団体・サークル活動の連携と交流

生涯学習の推進には、生涯学習関係機関・団体・個人等による連携・協力のネットワーク化を図り、相互の事業連携や人材活用、情報の収集・提供等を行うことが大切です。

そのためには、団体・サークルが自主的に研修や指導者養成を行うと共に、地域で果たす役割を自ら見いだす努力が必要です。また、個人の興味・関心を喚起し、生涯学習に取り組む機会を生むには、生涯学習に関わる各種団体やサークル活動に接することが大切です。

したがって、市民の望む情報を市・団体・サークルへ提供できるシステムを確立し、より大きな活動の展開と活性化に向けた行政、団体・関係機関等とのネットワーク強化が必要です。

⑥民間の生涯学習を推進

民間の生涯学習を推進するには、市民の主体的な実践活動を奨励していくことが大切です。

したがって、NPO（民間非営利団体）、民間団体・行政との連携等の他、市民の主体的な生涯学習を奨励していくことが重要です。



(2) 施策の方向

① 国際交流の推進

国際化社会への対応

- 国際感覚を身につける学習機会の充実
- 海外経験豊富な人々などの積極的な活用
- 文化・芸術・スポーツ等様々な分野における国際交流

② 地域間交流

地域の交流を深める

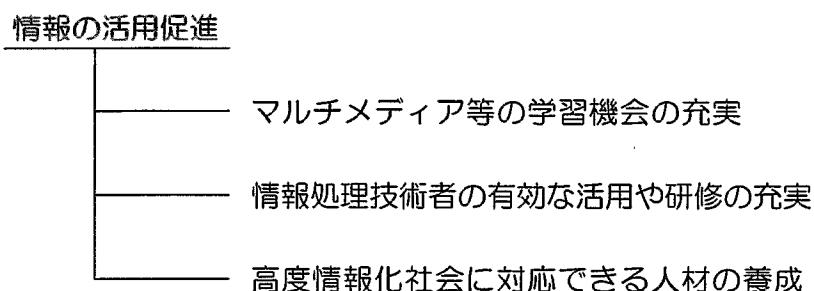
- 市民の自主的な文化活動の支援
- 生活・文化の伝承・継承など様々な体験活動の場や機会の拡充
- 地域における指導者の養成や活用
- 地域の人々を講師として活用し、地域交流機会の拡充
- 地域の人材ネットワークづくりの推進
- 世代間の交流の促進

③ コミュニティ活動

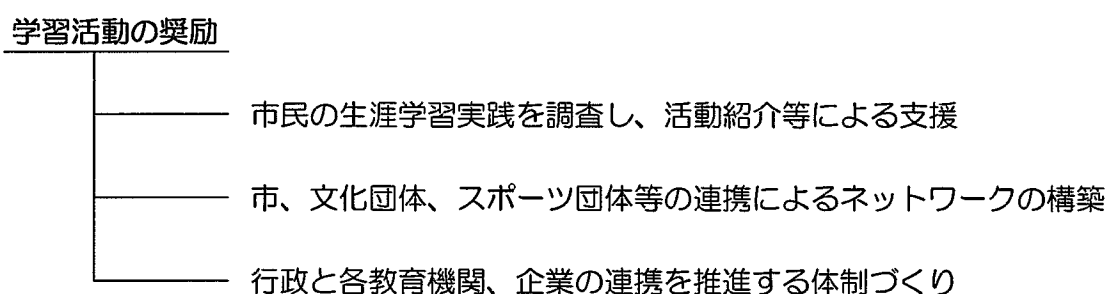
生活文化の振興

- 伝統文化の継承支援
- 地域に根ざした生活文化の掘り起こしと振興
- 防災、交通安全、リサイクル運動など地域での活動支援
- 美化、緑化、スポーツ振興等まちづくり活動の奨励

④高度情報化社会への対応



⑤生涯学習団体・サークル活動の連携と交流



⑥民間の生涯学習を推進



(3)関連事業

- ・外国人講師招請事業
- ・市民会館文化補助事業
- ・グリーン・ツーリズム促進事業
- ・青少年健全育成事業
- ・食の駅整備事業
- ・文化財保護事業
- ・地域防災事業
- ・地域情報化運用事業
- ・国際交流事業
- ・観光振興事業
- ・情報処理訓練校支援事業
- ・公民館各種行事開催事業
- ・交通安全対策事業
- ・宮島沼自然環境保全事業
- ・小中学校コンピュータ教育事業
- ・スポーツ少年団育成補助事業

4 生涯学習の基盤づくり

(1)推進方策

①学習関連施設の整備

教育、福祉、コミュニティ等の各施設は、それぞれの目的を持って設置されておりますが、各施設の運営にあたっては関係課の連携と協力を行うことにより効率的な運営が可能となります。

また、地域における生涯学習の推進には、学校や福祉会館などの施設が住民の生涯学習の場として有効に活用できることが大切であります。

したがって、市民自らの考えで生涯学習に取り組みやすい施設整備が必要です。

②男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会の形成には、性別による役割分担にとらわれない平等意識、人権意識が広く浸透し、あらゆる分野において対等なパートナーとして男女が相互に尊重し合える社会環境の整備が大切です。

したがって、男女が共に助け合い家庭や地域などで各自の役割を果たしていくための学習機会の充実が必要です。

③体験学習の推進

完全学校週5日制や総合的な学習の時間の導入に伴い、体験活動の場を積極的に提供し子どもたちの自主性や社会性を育み、自然に対する理解を深める場の提供が求められます。

したがって、農業や環境学習また奉仕活動等の体験学習ができる機会の拡大と利用促進が必要です。

④指導者の養成

様々な分野の優秀な指導者確保と活用を積極的にすすめるため生涯学習人材バンクを推進します。

したがって、地域で活動している人の情報収集、埋もれた人材の発掘、計画的な活用、活用にむけたPRの充実が必要です。

(2) 施策の方向

① 学習関連施設の整備

施設設備の整備

- 公共施設の連携強化
- 公共施設の複合的利用
- 生涯学習ニーズに対応した教育・研究・文化・スポーツ施設の整備
- 交通安全施設などの整備・充実

ネットワークの活用

- 各団体を結ぶ新しいネットワークづくり
- 社会教育施設等のネットワーク化

② 男女共同参画社会の形成

男女平等教育の充実

- 男女共同参画社会形成に向けた学習機会の充実
- 女性リーダーの養成講座、派遣研修の充実

③ 体験学習の推進

地域活性化の推進

- 地域と一体となった個性的な景観づくりのための学習機会の充実
- 地域の特性を生かしたイベントの支援・充実
- 美化・緑化等、まちづくり活動の奨励
- 身近な学習機会の場を拡充した公共施設の多角的利用

安全に関する学習活動の推進

- 安全運転に関する学習機会の充実
- 交通安全教育の充実
- 交通指導員等指導者の研修充実
- 蘇生術等を習得する機会の充実
- 食品衛生思想の普及や薬物乱用防止意識の普及・啓発
- 人命を守る知識や技術を習得する機会の充実
- 災害時を想定した避難、通報などの学習機会の充実

野外活動の充実

- 野外活動に関する情報の整備
- 特色ある野外活動施設の整備
- 学校と社会教育施設等を相互に連携した体験学習の拡充
- 野外活動（キャンプや森林浴、歩くスキー等）に親しむ機会の拡充

青少年の学習活動の充実

- 青少年の文化活動支援
- 子ども達のサークル活動や団体活動の促進
- 地域指導者による子どもの個性を伸ばす活動の充実
- 社会教育施設等を活用した親子の共同体験の拡充

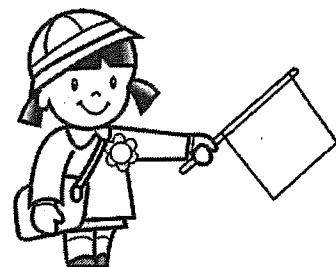
④指導者の養成

人材の育成

- 指導者の養成・確保を進め、指導者登録の体制整備
- 指導者を発掘し、活用を図る体制づくり
- 指導者の研修機会の充実
- 生涯学習に関する人材登録制度の充実
- 地域の人的資源の発掘・有効活用
- 野外活動指導者の養成・確保

(3)関連事業

- ・ 集会施設の整備促進
- ・ 老人クラブ連合会運営補助事業
- ・ 地域情報化運用事業
- ・ 地域福祉ネットワーク事業
- ・ 男女共同参画社会形成促進事業
- ・ 観光物産協会補助事業
- ・ 賑わい創出事業
- ・ 地域用水機能増進事業
- ・ 救急業務推進事業
- ・ 青少年野外体験活動事業
- ・ 子どもの夢づくり事業
- ・ 青少年センター運営事業
- ・ 青少年健全育成事業
- ・ 乳幼児健康増進事業
- ・ 親子の健康づくり事業
- ・ 子育ての広場運営事業
- ・ 国際交流事業
- ・ 観光振興事業
- ・ 交通安全対策事業
- ・ 地域防災事業
- ・ グリーンツーリズム促進事業
- ・ 子ども会育成連絡協議会支援事業
- ・ 青少年活動地域支援事業



5 教育

(1)推進方策

①家庭と地域の教育力の充実

子どもを育てる場は学校だけではなく、生涯にわたる人間形成の基礎を培う役割を担う家庭、様々な人々とのかかわりの中で人間形成を学ぶ役割を担う地域がそれぞれの責任を果たしていくことが重要です。

したがって、家庭教育を推進する上で、より機能的な組織づくりや拠点となる施設の整備を図り、子育て不安等に対する相談体制づくりに努めるとともに、地域住民の教育への関心を高め、地域コミュニティ活動の活性化を図るために効果的な学習機会の提供を促進していくことが必要です。

②学校教育と社会教育の融合

教育が最大の効果を生むためには、学校・家庭・地域社会での教育が十分に連携し、相互に補完しつつ、一体となって営まれることが重要です。

したがって、学校教育と社会教育が、子どもを育てる方向性を確認し、協働及び連動した活動を行うなど学社融合の推進が必要です。

③人間らしく生きる

人間は知識を得ることから大切なものを学ぶが、それを行動に移すところまで高めていくには、「為すことによって学ぶ」ことが大切です。人間形成の基盤ともなる生命尊重の精神、思いやりの心、公正・公平な心等が育まれるよう豊かな心の育成とふれあいのある教育を推進していくことが重要です。

したがって、学校教育においては子ども達の内面に根ざした道徳の時間を工夫するなど、生命の尊さを学び、豊かな心を育成する教育の充実に努めるとともに、家庭・学校・地域が一体となって社会奉仕活動などの体験的な活動を積極的に行うことが必要です。

④情報・相談体制の整備

市民が生涯にわたって学習することの意義を深め、その重要性を理解するためには、市民の主体的な活動を促進する環境をすることが大切です。

したがって、地域の特性を生かした学習機会の充実を図るため、生涯学習施設間のネットワーク化を図るなど、それぞれのニーズに応じた情報提供・相談活動等ができるよう体制整備を推進していくことが必要です。

⑤青少年の健全育成

多様化、複合化する児童生徒の問題行動等を未然に防止するためには、児童生徒が発する心のサインを敏感に受け止め、状況を的確に把握するとともに、個々の事例に迅速かつ適切に対応していくことが大切です。

したがって、学校、家庭、地域社会が連携を深め、一体となって子どもの健やかな成長を支えていくことが一層重要となっており、各関係機関及び団体等との連携の具体的な方策について検討し、実践していくことが重要です。

⑥生涯学習施設として地域に開かれた学校

学校は地域の教育機関の一つであることから、地域の子どもから大人までを対象とした教育を保障する地域コミュニティの場としての機能を充実させることが大切です。

したがって、学校教育と社会教育とが相互理解を深め、互いに情報交流を図りながら、教育資源の共有化を図っていくことが必要です。

⑦輝くまちの芸術・文化の振興

「美しき唄のまち」美唄市にふさわしい文化財産を活用した事業の展開、また、地域の教育資源である社会教育施設、コミュニティ施設、学校施設等の、活用促進を図る条件整備が重要です。

したがって、市民自らが主体的に企画・運営する文化団体の支援を行うほか、各種コンサートや個展等の文化事業を促進するとともに、市が所有する絵画等を活用し、優れた作品等に直接触れる機会を提供していくことが必要です。

⑧生涯スポーツの推進

市民が明るく健康で活力ある生活を営むことができるよう、民間指導者等の育成・確保に努め、「いつでも・どこでも・だれもが・いつまでも」、「体力や年齢・技術・趣味・目的」に合わせて、気軽にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に向け努力することが重要であります。

したがって、各関係団体と連携を図り、各種スポーツ大会・教室等の開催や各スポーツ団体の活動を支援するほか、気軽に誰もが参加できる軽スポーツの普及、健康増進のウォーキング活動等を実施するなど、気軽に楽しく参加できる機会を提供するなど市民の日常的なスポーツ活動を支援します。

(2) 施策の基本方向

① 家庭と地域の教育力の充実

家庭の教育機能の充実

- 親子の共同体験機会の充実
- 世代間交流の活発化
- 家庭教育に関する相談・支援体制の整備
- 家庭教育に関する保護者の学習意欲の喚起や学習・情報交換の機会拡充

② 学校教育と社会教育の融合

学社融合の推進

- 家庭教育の充実と改善につながるPTA活動の推進
- 地域のスポーツ・文化活動の場として学校施設の開放
- 地域の人々を講師や部活動の指導者として学校に招いての人的交流
- 児童・生徒や教職員の地域活動への参加促進
- 特色ある教育課程を編成し、地域に根ざした魅力ある学校づくり

③ 人間らしく生きる

情操教育の充実

- 家庭・学校・地域における情操教育の推進
- 幼稚園・学校における体系的情操教育の体制の確立
- 幼稚園・学校における国際理解・環境保全に係る学習体制の充実

④情報・相談体制の整備

情報教育の充実

- 情報教育を効果的に進めるための機器の充実
- 教育関係機関・施設を結ぶ情報通信ネットワークを構築
- 子育て支援ネットワークづくりの推進
- 情報教育の成果を発表する機会充実
- 学校における情報教育の推進

⑤青少年の健全育成

教育機関の連携強化

- 青少年の育成機関との連携強化
- 家庭・学校・地域との相談体制を強化する組織づくり

⑥生涯学習施設として地域に開かれた学校

地域社会の教育機能の充実

- 家庭・学校・地域社会が連携・協力した学習活動を推進
- 地域における学習機会の提供
- 学校における地域の人材活用支援
- 親子共同体験や父親の参加機会の拡充

⑦輝くまちの芸術・文化の振興

文化財の調査・保存・活用

- 郷土の文学、美術、演劇、祭りなど、それらに触れる機会の充実
- 郷土芸能の保存・振興
- 文化財に関する資料・情報の提供
- 文化財を保護する団体等の育成
- 文化財保護のための発掘調査や保存措置
- 地域の歴史や文化を知る学習機会の充実

文化活動の推進

- 学習グループ・サークル等の支援
- 学習者への支援・援助
- 学習成果の認定制度の拡充
- 市が所蔵する作品の鑑賞機会の提供
- 学習者の成果を発表する機会の提供等の支援
- 指導者やボランティアの育成・確保
- 社会教育関係団体が行う文化活動に関する事業援助
- 美術、音楽、演劇舞踊などに広く接する機会の拡充
- 芸術に関する解説・鑑賞講座の開催機会の充実
- 芸術家の創作・発表活動等の機会を確保し育成
- 芸術鑑賞機会を提供する団体や文化事業に対する支援
- 芸術祭など創作活動の場の提供
- 芸術文化指導者の養成・確保
- 質の高い芸術に触れる機会の拡充

⑧生涯スポーツの推進

生涯スポーツの普及と振興

- スポーツ振興の計画的・総合的な推進
- 各種スポーツ組織の充実と支援、スポーツ教室・大会等の拡充
- スポーツ指導者等の養成・確保
- ニュースポーツの普及・振興

※ニュースポーツ

体力、技術、性別、年齢に左右されず、誰もが手軽に楽しめる比較的新しいスポーツ種目の総称。カローリング、テニボン、ミニバレー、パークゴルフ、などがある。

(3)関連事業

- ・親子の健康づくり事業
- ・ブックスタート事業
- ・文化財保護事業
- ・市民会館文化補助事業
- ・子どもの夢づくり事業
- ・地域情報化運用事業
- ・家庭児童相談事業
- ・青少年センター運営事業
- ・炭鉱の記憶推進事業
- ・スポーツ少年団育成補助事業
- ・小中学校コンピューター教育推進事業



6 楽習活動支援

(1) 推進方策

① まちづくりとしての生涯学習

人々が集い、共に学び、結び合っていくことを奨励し、学習の成果としての知識や技能をまちづくりやボランティア活動に活かせるような環境づくりが大切です。

したがって、自分の住んでいる地域について学習し郷土愛を育み自らの意思によって行動できる人材養成と、学習した成果を地域活動に還元できる組織体制の確立が必要です。

② 行政の生涯学習化

新たな行政の在り方やまちづくりについて、市民と共に創造していこうとする体制づくりが求められています。

そのため、市民が知りたい情報を的確に届けるシステムづくりに努め、地域の実態を行政施策に反映する取り組みが必要です。

したがって、生涯学習は教育だけでなく福祉、環境、自治振興、地域防災など市民生活と密接に関係していることから、行政各部局は総合行政として、横断的な連携協力が必要です。

③ 生涯学習の基礎力を高める

生涯を通じて自らの意思で学習できる環境をつくるには、次世代を担う子どもの学習意欲の向上が大切です。

そのためには、大人がライフステージに応じて学ぶ姿を子どもに示すことが重要です。

したがって、民間企業等に生涯学習の大切さを伝え、大人が学べる環境を提供できるような行政支援が必要です。

④ 生涯学習の振興

市民の学習活動全般が生涯学習に含まれることから、生涯学習活動の情報提供や関係団体の連携・調整、関連施設のネットワーク化など行い学習活動しやすい環境を整えることが重要です。

したがって、市が行う学習を伴う学習事業を全庁的な視点で見直し、総合的な生涯学習体制を整備することが必要です。

⑤ 生涯学習成果の活用と評価

生涯学習は、地域のさまざまな教育活動に対して市民がどのように参加しているか状況を把握しなければならないので、関係機関での情報交換する場や組織が大切です。

さらに、学習したことが正当に評価される社会をめざして、学習した成果を生かして地域活動に貢献した人を社会的に認知すると共に、生涯学習したことが公的に認められる制度の確立が重要で

す。

したがって、市民の学習要求に応える学習活動を推進すると共に学習者の立場からの「求める学習」を支援する体制を確立し、学習者の継続学習を支援する条件を整備していく必要があります。

(2) 施策の基本方向

① まちづくりとしての生涯学習

学習意識の啓発

- 各種地域おこし事業等において、パンフレット等による啓発活動
- インターネット等を有効活用し、潜在的生涯学習者の発掘
- 生涯学習センター的な組織づくりや生涯学習をサポートする人材の発掘・養成・活用

② 行政の生涯学習化

学びあい

- 市民の意見・要望を広く聞き入れる体制づくり
- 行政に関する施策や制度の説明機会の充実

③ 生涯学習の基礎力を高める

学習支援の充実

- 豊かな体験学習が出来る環境づくり
- 市民の学習ニーズに対応した学習環境づくり
- ライフステージに合わせた学習活動支援

④生涯学習の振興

生涯学習推進体制の整備

- 生涯学習活動の充実・啓発のために情報提供の活発化
- 生涯学習関係団体・グループ・サークルの連携・調整
- 生涯学習関連施設のネットワーク化
- 生涯学習人材バンク登録制度を周知し、指導者の養成・確保
- 総合的な生涯学習推進体制の整備

⑤生涯学習の成果の活用と施策の基本方向

学習効果の活用と評価

- 生涯学習の成果を多角的に評価し、活用できるシステムの開発
- 生涯学習関係機関の連携を進め、市民への情報提供や交流の場の提供
- 自主的な学習を支援する組織づくり
- 地域における生涯学習のサテライト組織づくり

※サテライト組織

生涯学習関係団体の組織形態を集約型組織から分散型組織にすることで、個人の発想を生かし活動の活発化を図ることを目的とした、衛星組織。



Ⅱ この計画を実現するために

「国から地方へ」「官から民へ」という地方分権や構造改革の動きに見られるよう、社会のさまざまな分野におけるシステムの見直しが求められているほか、少子高齢化の進行や地球環境問題など社会環境も大きく変化しております。

したがって、時代の変化や住民ニーズを的確に捉え、期待に応えるまちづくりを推進していかなければならないと考えます。

まちづくりの基本は人づくりにあると言われ、人づくりの基礎は、生涯学習に取り組む市民の熱いエネルギーから生まれると考えます。

さらに、生涯学習が活発になれば、住民のまちづくりへの感心も深まり参画意識や地域の活性化が促進されることが考えます。

市民が豊かに暮らしていくために教養・芸術文化・スポーツなどを「いつでも・どこでも・誰もが」学び続けることができるよう、美唄の歴史・文化や自然に根ざした生涯学習社会の構築に努めていかなければなりません。

そのため、生涯学習に関する行政職員の意識改革に努め、住民の「自ら学ぶ」という意識の醸成を図るとともに、市民ぐるみで「潤いとゆとり」のある生涯学習を推進してまいります。



生涯学習できるまちづくり
美唄市生涯学習推進計画
(後期基本計画)

平成18年8月

発行 美唄市
編集 美唄市教育委員会事務局生涯学習課
〒072-8660 北海道美唄市西3条南1丁目1番1号
電話 (0126) 62-3132
FAX (0126) 62-1088
